

第1～3回未来部会における 委員からの主な指摘事項について

2012年11月22日

1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ・・・P. 2
2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)・・・P. 3
3. 人材・・・P. 6
4. 販路開拓・取引関係((1)海外展開の更なる支援)・・・P. 7
販路開拓・取引関係((2)下請取引の適正化)、
((3)下請企業等の振興への対応)・・・P. 8
5. 技術・・・P. 9
技術「事業承継について」・・・P. 10
6. 資金調達((1)企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな金融支援措置)・・・P. 12
資金調達((2)創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方について)・・・P. 13
資金調達((3)小規模企業者等設備導入資金制度)・・・P. 14
7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進・・・P. 15
若手・女性層による起業・創業の抜本的推進「“ちいさな企業”未来補助金について」・・・P. 16
8. 女性が働きやすい環境整備・・・P. 17
9. 地域(商店街等)・・・P. 18
10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築
「組合制度について」・・・P. 19
「税制改正要望について」・・・P. 20
「制度の執行・運用について」・・・P. 21
「共済制度について」・・・P. 22
「技能検定について」・・・P. 23
「社会保険について」・・・P. 24

1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ

指摘事項

- ①成長指向型企业と地域需要創出型企业の区別は大事。
- ②従業員数の基準について、経済状況が変化しているので、以前よりも従業員数は多めにしていきたい。
- ③従業員数について、高齢者の活用により、勤務形態が多様化し、週の3分の1くらいしか出ない勤務形態が増えている。
従って従業員の定義に関する見直しも、きちんと慎重にやって欲しい。
- ④日本の中小企業は今後資本の充実をはかる必要があるので資本金について将来を見据えた判断をして欲しい。
- ⑤小規模企業の定義について、企業の年数、事業承継の段階、業態を転換する時期を小規模企業基準として入れていただきたい。
- ⑥NPOを中小企業基本法の対象とすべきか検討するべき。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

(資料4)本部会におけるとりまとめの方向性(たたき台)「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ」部分参照

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

指摘事項

- ①様々な支援機関がバラバラにあり、どこにどのような情報があるのかということについて、小規模企業には探す余裕がない。地方自治体が少なくとも情報を集約して現場に届けていくということが必要。
- ②相談窓口をチョイスできるようにしていただけるとありがたい。
- ③事業承継などへのお手伝いは一人では辛い。中小企業診断士や、弁護士など様々な専門家に協力してもらっている。ただ、個人の人脈で対応しているところもあり、知識サポートプラットフォームには期待をしている。その場合、企業としてはワンストップで支援が受けられるようにしてほしいと思うのではないか。
- ④地域格差が大きく都市部に人材が集中していることを考えると、どこにどのようなアドバイスをしてくれる先生がいるかが一箇所のサイトに掲載されているのはとても便利である。分野別・地域別などで検索できるサイトにするべきである。
- ⑤専門家と専門家の中に落ちるようなテーマに対応するためにも、知識サポートはチームで対応すべき。また、単年度で終わるのではなく、継続性のあるサポートをすべき。
- ⑥支援機関のレーティングに関しては、顧客の判断次第で変動するものなので、客観的な格付は非常に困難であると考えている。支援機関を格付けして「見える化」というのは、現実的には困難ではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

法制的な論点については、(資料4)本部会におけるとりまとめの方向性(たたき台)「中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築」部分参照

- ①～④について、本事業では、中小・小規模企業に関する政策情報をワンストップ提供する機能や、中小・小規模企業経営者と専門家・先輩経営者等とのマッチング機能を備える方向で検討を進めている。
- ⑤については、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関が専門家とチームを組んで中小企業に対し専門性の高い支援を行うための体制を整備したところ。
- ⑥について、支援機関のレーティングは難しい問題だが、地方において中小企業者等から「相談したい案件について、どの支援機関に相談すべきか分からず、そのため相談できなかった。」との声が多数上がっていることから、どういう形でレーティングできるか、制度構築に向けて検討を進める。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

指摘事項

- ⑦知識プラットフォームを実施する地域と実施しない地域の間で開業率等にどのような差が生じるかを調査し、実施する地域の方が開業率等がプラスという結果になれば、そこに集中的な投資をしていくというように、メリハリの利いた方法で事業を実施していくべき。
- ⑧ 知識サポートについて、ITが全てではない。インターネット上で全てマッチングするというのは不可能。対面での、きめ細やかな対応が必要。例えば、過去の事業で必ずしも機能していないものがあつたが、それはITの場だけではなくリアル(現実)の場における支援が機能していなかったことが原因と考えられるのではないか。
- ⑨下駄履きを履いてでも行けるような身近な相談拠点をつくるには、200箇所ではやや不十分だと思う。
- ⑩商工会議所、商工会といった既存の団体と知識プラットフォームが連携できるような費用のかからない施策を考えていただきたい。
- ⑪起業・創業時又は第二創業時の知識サポートとして、事業計画の策定にどのような者の関与を義務づけるかという点に関しては、全国中央会を絡ませるとよいのではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ⑦について、ユーザー満足度調査(必要な知識サポート・経営改革支援が受けられた割合)の実施等を通じて、具体的効果や手法の有効性について検証していく。
- ⑧、⑨について、ITを活用した支援のみならず、各地域で膝詰めの相談をはじめとする、経営能力を向上させる取組が自活的になされる場として、現場での支援の場を全国200ヵ所程度設置予定。なお、これら支援の場は、各々、面的な広がりを持つ支援機関のネットワークを想定しており、相談できる支援機関が全国で200ヵ所程度に限られるわけではない。
- ⑩、⑪について、知識サポート・経営改革プラットフォーム事業には、意欲と能力のある商工会議所等にも積極的に参画していただきたいと考えている。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

指摘事項

- ⑫多くの中小企業事業者が国の支援制度についてあまり知らず、そうした補助金や助成金にたどりつかない。国には施策のPRをしっかりと欲しい。
- ⑬ネット上では情報が溢れすぎていて、本当に必要な情報が見つかりにくい。新しい知識サポートプラットフォームには本当に必要な情報を載せてほしい。
- ⑭国の施策と地方自治体の施策を比較できるようなプラットフォームを作っていたきたい。
- ⑮知識サポートプラットフォームを効果的に運営するため、大手企業との協力や、地方自治体どうしの連携・情報共有を支援すべき。
- ⑯知識サポートプラットフォームに付け加えてもよいが、経営塾を作って、経営者に経営能力を高めていただく仕組みをつくるべき。
- ⑰知識サポートプラットフォームではM&Aや事業承継に関する情報を共有できればいい。
- ⑱まず我々中小企業が海外に販路を探そうとしても、どこでどのように知識を得て良いかがわからなかった。
- ⑲知識サポートで重要なのは下請け企業を強くすること。
- ⑳円滑化終了に向けた政策と知識プラットフォームを関連づけて考えていただきたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ⑫～⑮について、知識サポート・経営改革プラットフォーム事業では、事業承継支援などを含む様々な政策情報をワンストップで提供することとしており、ご提案いただいた国と地方公共団体の施策を比較できるような形での政策情報提供や、国と地方自治体等との連携などについても、検討する。
- ⑯～⑲について、プラットフォームに掲載すべき情報の内容として、部会での御指摘を踏まえ、創業・起業、M&A、事業承継、海外展開等の情報も入れられないか検討するとともに、下請中小企業の体質強化に向けた活用を検討していく。
- ⑳について、中小企業の資金調達の円滑化にも資するよう、前向きな仕事づくりに貢献出来る形で、知識サポート・経営改革プラットフォーム事業の構築を図っていく。

3. 人材

指摘事項

- ①日本では新卒で大企業に入らなければその後キャリアアップしていく道が閉ざされてしまう傾向が強いが、新卒で中小企業に入ってもキャリアアップしていくように変えていく必要がある。
- ②主婦層向けインターンシップだけではなく、大学生、高校生の人材確保に関する支援策を検討していただきたい。
- ③若手人材確保の取組状況で約4割の就職率を実現とあるが、残りの6割についてなぜ就職できなかったかという視点が重要。
- ④中小企業から大学へアプローチするのは難いため、大学側から積極的にアプローチする必要がある。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①について、現在実施中の「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」^(※)の中で、地域の中小企業に就職した若手従業員に対するスキルアップ研修を合同で行う等の取組を行っており、部会での御指摘も踏まえつつ、このような取組を通じて、中小企業でキャリアアップできる仕組みを地域に定着させていく。
- ②～③について、これまで、新卒者等に対する技能等を習得するための職場訓練を通じた中小企業の若手人材確保を支援する「新卒者就職応援プロジェクト」を延べ15,000人規模で実施。今後、これまでの成果の検証をしつつ、さらに全国的に大規模に展開するための方策について、検討を深めていく。
- ④について、現在、地域が一体となって、中小・小規模企業が優れた人材を確保し定着させるため、各地で人材確保・定着支援事業^(※)を実施しており、文部科学省から大学に対して、本事業に取り組む中小企業団体との連携協力の依頼を行っており、こうした取り組みなどを通じて、大学生等の就職支援を行っていく。

(※)(参考)<地域中小企業の人材確保・定着支援事業の概要>

- ステップ1** 大学・学生等との関係づくり(例:熟練技能者による出張講座等、若手従業員との交流会 等)
- ステップ2** マッチング(例:合同就職説明会、職業紹介 等)
- ステップ3** 地域全体での人材育成・定着支援(例:地域単位の新人研修、ステップアップ研修、メンタルケア相談 等)

4. 販路開拓・取引関係((1)海外展開の更なる支援)

指摘事項

- ①国が中小企業の海外展開支援をするのであれば、中小企業が海外展開するために必要な人材の育成支援をすべきではないか。また、政府が積極的に新興国の法制に関与するなど、日本の中小企業が海外へ進出しやすいようアプローチするべきではないか。
- ②海外展開について、海外の商慣習やビジネス上の知識について情報を得にくいので、その点に関する支援を検討していただきたい。
- ③海外の生の情報をプラットフォームと連携して、海外展開に関する成功事例・失敗事例の情報を提供していくことが必要。
- ④日本の中小企業の製品について、海外からの買い注文を受けるためのサイトを設けると共に、売り手の中小企業に対し専門家が必要なアドバイスをするような仕組みを設けて欲しい。
- ⑤日本の中小企業の海外展開支援だけではなく、海外の小規模企業を日本国内に呼び込む施策も検討すべきではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①について、海外展開を視野に入れた企業等が、新たな事業展開を行う際、プロジェクト実施過程から専門人材を招聘してグローバルに活躍出来る中小企業の社内人材の育成への支援を行っている。また、若手社会人や学生を開発途上国の政府系インフラ機関・現地企業等へ派遣し、現地での就労体験を通じた国際交渉力・コミュニケーション能力の強化、海外の人的ネットワーク構築等を支援しており、さらに、海外の拠点における優秀な人材の育成・確保のため、現地人材に対する経営・販売・開発・設計・製造等に係る研修等を実施している。
- 平成25年度概算要求において、タイ・ベトナム等の工業団地や日系中小企業と現地の大学・高専等と連携し、日本企業文化講座・インターンシップ等による日系中小企業の海外における高度人材の確保等の支援事業に係る予算を要求中。
- ②について、現在、日本貿易振興機構(JETRO)が、海外事務所等を通じて収集した海外ビジネスに必要な様々な基礎情報を提供。また、中小企業が海外展開する際に参考となる、進出先国の外資規制、インフラ整備状況等のビジネス環境の状況についてもまとめて情報提供を行う
- ③、④について、平成25年度概算要求において、海外現地での中小企業支援の体制を強化するため、官民の支援機関が連携したプラットフォームの構築事業に係る予算を要求中。
- ⑤について、近年、アジア新興国が海外企業誘致支援策を強化しており、アジア新興国の経済成長に伴って我が国市場が相対的に縮小している状況を踏まえ、グローバル企業の誘致施策を強化し、我が国の国際的な経済活動拠点としての地位を回復させることにより、新事業の創出や就業機会の増大を図ることとしている。

4. 販路開拓・取引関係((2)下請取引の適正化)、((3)下請企業等の振興への対応)

指摘事項

- ①下請のメーカーがどうやれば下請から脱却できるかということを話し合う方が、支援をしやすく、経営者が自分で考え、次に進めるシステムの構築に繋がるのではないかと思う。
- ②重要なのは、どのように企業の既存の技術を活かして他の企業と連携をさせていくかという点。既存の技術をどのように活かしていけば販路の開拓につながるか等、支援機関を活用して取り組んでいくことが重要。
- ③親企業が下請企業に仕事を発注する際、下請企業の教育コスト等を担保するような取引が考えられないか検討すべきではないか。
- ④労働条件を適切に整備していく必要があるが、会社同士の取引では、下請けや系列での仕事だと次の仕事なくなるため言われたとおりにはやらざるを得ない。例えば、事故の労災申請で、本来は元請けの労災を使うべき場合であっても使えない。制度上は当然いけないことであるが、現場では適切に運用されておらず、個社の努力では難しいので、改善をお願いしたい。
- ⑤下請けの問題も、まず、大企業の経営者に取引の実態を知ってもらうことが必要。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①、②を含め、下請中小企業の振興方策については、(資料4)本部会におけるとりまとめの方向性(たたき台)「下請企業の振興方策」部分参照。
- ③については、現在、下請中小企業振興法に基づく「下請振興基準」において、下請事業者の技術の向上に関して、親事業者が下請事業者の要請に応じて必要な協力を行うなど、下請中小企業の振興を図るための下請事業者と親事業者のよるべき一般的な基準を示しているところであり、引き続き、普及啓発を行っていく。また、社員教育について、企業の自発的な取組に対する国の支援策として、厚生労働省において、事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練中の賃金等の助成を行うキャリア形成促進助成金などの施策を実施している。
- ④については、下請かけこみ寺等への相談の実態なども踏まえ、必要に応じて関係省庁に働きかけていく。
- ⑤については、現在、講習会等の開催により下請法の周知徹底を行うとともに、望ましい取引事例等を解説した業種別ガイドラインを策定し、普及啓発を図っているところであり、引き続き、これらの運用改善を図り、下請取引の適正化を図っていく。

5. 技術

指摘事項

- ①マイスター1000人程度の人材の確保をどのように行うのか。
- ②高度熟練技能の認定制度との整合性を持たせた方がよいのではないか。
- ③産学官連携などの地域横断的な交流を行うことを考慮しつつ、制度を構築していただきたい。
- ④重要な点はマイスターを養成した後であり、マイスターとされた人材がいかに次の人材を育てていくかという点にある。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①について、「ものづくりマイスター(仮称)」は、厚生労働省で500人程度、経済産業省で500人程度を確保することを想定。経済産業省では、ものづくりインストラクタースクール修了者等を「ものづくりマイスター(仮称)」として認定予定。加えて、「ものづくりマイスター(仮称)」の養成にも取り組む予定。
- ②について、高度熟練技能の認定制度とは、継承すべき優れた熟練技能を持つ者を「高度熟練技能者」として認定するもの。「ものづくりマイスター(仮称)」制度は、企業OB等、優れた技能を有するとともに、後継者の育成を行う者について、一定の技能や経験等により「ものづくりマイスター(仮称)」として認定を行うものであり、認定要件は関係省庁で現在検討中。なお、「一定の技能や経験等」については、例えば、技能検定の1級の技能士相当であって豊富な実務経験を有していることや現場改善に関する知識や経験を有すること等を考えており、御指摘等を踏まえて、認定要件を検討してまいりたい。
- ③について、同一の地域に存在する、ものづくり中小企業、大学や高専、工業高校、企業(研修施設等を含む)の設備、教員、企業技術者等をつなぎ、「地域のものづくり人材育成インフラ」として捉え、これらを有機的につなぎ、ものづくり人材育成の訓練等を実施する地域ぐるみの取組を促進する制度を検討中。また、「ものづくりマイスター(仮称)」制度の設計に当たっては、「ものづくりマイスター(仮称)」が中小・小規模企業に加え、中小・小規模企業のグループも訪問し、地域産学官連携なども考慮しつつ、中堅技能工に対して、若手従業員への技術・技能の継承時の指導方法等について伝授することとしている。
- ④について、「ものづくりマイスター(仮称)」制度の目的は、若年技能者や次のマイスターとなりうる中堅技能工に対して技術・技能の継承を実施するものである。

5. 技術「事業承継について」

指摘事項

- ①事業承継税制の雇用要件(5年間8割維持)については、100人いる会社の8割と5人、10人の会社の8割は全然違うため、そのような点も考慮に入れつつ、使い勝手をよくするように改善しなければならない。
- ②事業承継した法人に対しては資産税はそれほどかけてはいけないと思っている。この観点から、事業承継税制に関する規制については大幅に緩和すべきと思っている。
- ③親族でない者についても事業承継税制を使えるようにするという部分について、親族以外の人に株が渡るのは良いが、そこまで無償とするのは良くない。
- ④MBO(マネージメントバイアウト)という経営者が株式を取得する制度があり、比較的大企業で行われているので、そのようなスキームを中小企業でも柔軟に出来るようにしたらよいのではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳に達する中、日本を支える中小企業の事業承継円滑化は喫緊の課題。経済産業省の平成25年度税制改正要望で以下の見直しを要望しているところ。部会での御指摘も踏まえ、要望の実現に向けて取り組んでいく。

【納税猶予の適用要件の見直し】

- ・雇用8割以上確保要件について、毎年ではなく5年間の平均で判定。未達成の場合は下回った分を納税。
- ・親族外承継を対象化。
- ・役員退任要件を代表者退任要件に緩和。
- ・5年経過後に納税猶予額を全額免除。
- ・会社の事業資金の担保に提供されている不動産も納税猶予の対象に。

【小規模会社の土地の減額特例の創設】

- ・小規模会社が所有する事業用土地の評価額の80%相当額を、課税価格から減額する特例を創設。

5. 技術「事業承継について」

指摘事項

- ⑤事業承継を円滑にするため、個人保証に関する規制についても見直しをするべきではないか。
- ⑥個人保証の問題でリトライができない現状を見直して欲しい

<検討状況及び今後の検討の方向性>

○⑤、⑥については、日本再生戦略に基づき、以下の経営者本人保証を限定的にする施策について、検討を進める。

- ・金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証契約
- ・再建時等の経営者本人保証の整理手続円滑化策

○そのため、中小企業庁と金融庁共同で有識者からなる研究会を設置し、今年度中を目処に検討結果をとりまとめ、来年度以降、所要の施策を実施していく。

6. 資金調達((1)企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな金融支援措置)

指摘事項

- ①オランダの例でいうと、どういう人に開業支援をするかを判断する際に、ビジネススクールで法律などの色々な講座を開いており、その受講者のその後の廃業率をテストし、低いという結果が出たため、その受講者に低利融資を行うということとした。努力する人が支援されるという仕組みをいかに作っていくか、そこでもやはり証拠というものが重要であると考えている。
- ②資金調達について、中小企業は厳しい状況を強いられている。動産担保融資の普及、推進や債権譲渡禁止特約の効力を制限する等、債権法の改正なども整備していただけると非常にありがたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①について、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関のような専門家の経営支援を受けている中小企業者に対して、経営支援と一体となった融資制度を創設すべく検討を進める。
- ②について、中小企業が有する売掛債権や在庫を活用した融資によって、中小企業の資金繰りを支援するため、平成13年に「売掛債権担保融資保証制度」を創設。平成19年からは、売掛債権に加え、棚卸資産も対象とした「流動資産担保融資保証制度」を創設。

【保証融資実績】 売掛債権担保:2兆1,000億円(平成13年12月以降の累計)
在庫担保:約6,800億円(平成19年8月以降の累計)

- さらに、上記保証制度の推進にあたり、国や地方公共団体等に対し、工事契約に係る債権譲渡禁止特約の解除について、要請を行ってきているところ。
- また、日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、「民法(債権関係)の改正による契約ルールの透明性確保」が掲げられている。現在、法務省法制審議会民法(債権関係)部会において、債権譲渡禁止特約の効力について見直しの検討が進められている。

6. 資金調達((2)創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方について)

指摘事項

- ①電子記録債権の実務知識について、中小企業に対する普及・啓発活動をすべきではないか。
- ②ABLは推進すべき。他方、在庫の評価が難しいという実務的な問題もある。例えば業界団体などが間に入り、評価額の目安を示すようなことがあるとABLの活用も進むのではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

(資料4)「創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方」本部会におけるとりまとめの方向性(たたき台)部分参照

(現状)

電子記録債権の実務知識については、(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)が、パンフレットを作成するとともに、金融機関や商工会議所等が主催するセミナーにおいて説明を行い、全国各地において普及・啓発を行っているところ。

・ 金融機関のセミナー	95回	}	合計125回
・ 商工会議所等 ^(注1) のセミナー	14回		
・ 弁護士会等 ^(注2) の研修会	4回		
・ 新聞社のフォーラム	3回		
・ 加盟金融機関向け説明会	9回		

(出所)でんさいネットHP(2012年3月までの開催情報)

注1: 商工会議所、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、紙業団体

注2: 弁護士会、公認会計士協会、ABL協会、流動化・証券化協議会

(今後の検討の方向性)

電子記録債権を活用した資金調達に係る信用保証制度の実施に際しても、でんさいネットによる上記取組を継承しつつ、説明会を開催すること等により信用保証制度を通じた電子記録債権の実務知識の普及・啓発を進めていくことを検討。

- ・ 例えば、でんさいネットの協力を得ながら、各地域において、金融機関・中小企業団体・信用保証協会が共催する説明会を開催し、信用保証制度の説明にあわせ電子記録債権の実務等について説明を行うことが考えられる。

6. 資金調達((3)小規模企業者等設備導入資金制度)

指摘事項

- ①小規模企業者等設備導入資金助成制度については見直しが必要であるが、見直しを行った後にどのように小規模企業を支えるべきか、類型毎に考えるべき。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

(資料4)本部会におけるとりまとめの方向性(たたき台)「小規模企業設備導入資金制度」部分参照

7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

指摘事項

- ①女性の起業については、男女の性別に着目するより、マイクロファイナンスの普及講座をしていくのも一案かと思う。
- ②女性創業者のような起業を行う者でマイノリティーに属する人が相談出来る場を作り、起業家が相談する支援機関を選べるような仕組みを構築していただきたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①、②について、女性ならではの経験・感性・視点を活かした起業・創業により、地域社会・生活のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品が新たに提供され、雇用が生まれることは重要であり、より多くの方が女性の起業が現実的と思えるよう支援していく必要がある。平成25年度概算要求中の“ちいさな企業”未来補助金において、女性・若者等による起業・創業も対象とする制度の構築に取り組んでいる。また、起業・創業に係る融資による支援についても積極的に行っているところ。
- また、知識サポート・経営改革プラットフォーム事業において、ITクラウドを活用し、女性起業家も含め、起業家が気軽に相談できる専門家・先輩起業家等とのマッチング支援等を実施する予定。全国約200ヶ所に設置予定の地域プラットフォームにおいては、膝詰めで相談を行える場を提供することを検討している。

7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進 「“ちいさな企業”未来補助金について」

指摘事項

- ①未来補助金に関しては、過去の失敗を踏まえ、リスクも高い前提であることから、審査の厳格化を行う必要があるのではないか。
- ②絞り込んで狭い範囲で厚めに成功事例を作り、本施策を活用して頑張ってみようという人を刺激するような補助金の方が現実的ではないか。
- ③事業計画の資金規模のうち、どの程度を補助すべきかとあるが、これはあくまで事業計画毎に決めるべきであり、一律に金額で決めるべきではないと思う。そして、小額な補助金は簡易な手続きで受け取れるようにし、補助金額の高低で手続きの軽重を考慮して欲しい。
- ④同じお金を出すなら金利を免除する補助金にして、地域金融機関と会計士がそれを監視することにしたほうが透明性の高いものになる。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ①については、実務経験者を中心に審査委員を起用することで審査能力を向上させ、事業の実現可能性等に一定の基準を設け、厳格な審査を通過した事業計画を採択することを検討しているところ。
- ②については、認定支援機関や先輩経営者が共同申請者となり、事業計画策定から実行段階まで継続的な支援を行うことで、成功の蓋然性を高めるとともに、補助金が民間金融機関や地方公共団体等による支援の呼び水となることを期待し、起業・創業の成功が更なる起業・創業を創出する正の循環につなげる。
- ③については、起業・創業スタイルに応じて、補助上限、補助率を設定するとともに、事業計画毎に補助金額を判断することを検討しているところ。また、小額な補助金の手続きについては、申請書類等をより簡易化するなどの対応を検討していくこととする。
- ④については、新たに起業・創業しようとする個人等については、事業実績がないことから融資対象となりにくいなど、そもそも起業・創業に係る資金供給が十分でないといった問題があるため、金利に対する補助金ではなく、事業計画実施に要する費用の一部を助成する支援が適切である。

8. 女性が働きやすい環境整備

指摘事項

- ①保育所が少ないこと、金額・時間などの制約多いことが女性の職場への復帰をさまたげている。他省庁の関係になると思うが柔軟な対応をお願いしたい。
- ②主婦の保育所等の整備について、保育所利用に関する金銭面等の制約が厳しいので、より柔軟に利用出来るように規制緩和していただきたい。
- ③中小企業については企業内保育園がないので、補助金等を活用した中小企業向けの保育支援について検討していただきたい。
- ④働く女性経営者の支援のため、仕事上の会食等に出席する間に子どもをベビーシッターに預ける際の費用を一部軽減していただけるような仕組みを構築出来ないか検討いただきたい。
- ⑤中小企業に雇われるのではなく中小企業と契約を結んで、成果を出していくように、働き方をフレキシブルにするのがよいのではないか。
- ⑥在宅就業ができればよいが、個人情報問題やインターネットの情報関連の規制が厳しいため難しい。在宅就業がやりやすいように規制を見直していただきたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 第180回通常国会で成立した「子ども・子育て関連3法」は、株式会社やNPO法人等の多様な事業主体の子育て支援サービスへの参入を促進し、量的拡充とともに、多様なニーズへの対応を図っていくこととされている。
- これまでも、新たな保育支援について検討しており、継続審議となったが、先の通常国会でも、株式会社やNPO法人等が取り組んでいる先駆的な子育て支援サービス等について金融面等での支援を行う「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」を提出している。
- 平成25年度概算要求において、結婚、出産等で一度、退職した女性の方々について、再度、就労等の社会参画につなげるため、中小・小規模企業への就職再チャレンジを支援する実践的な職場実習制度を要求中。その際、職場実習を就労と同等に扱い、保育所等の利用が可能となるよう、関係省庁と調整中。
- 在宅就業については、状況や規制の実情等について精査し、必要に応じ関係省庁に規制の見直し等を働きかけていく。

9. 地域(商店街等)

指摘事項

- ①早急に商店街支援をお願いしたい。
- ②商店街の店主がメンバーチェンジしていく中で若手の人材育成が大切

<検討状況及び今後の検討の方向性>

○商店街は小売業全体の年間販売額及び従業員数の約4割を占め、地域コミュニティの担い手として地域経済を支える役割を果たしている。

○このため、平成24年度より「地域商業再生事業」として、地域コミュニティの再生を通じた商店街等の活性化を支援する事業を措置している。そのなかで平成25年度からは、商店街が急激な高齢化や人口減少等の変化に適合した形で店舗を集約化するなど、構造改革を進める取組等を新たに支援対象として概算要求しているところ。【参考】

○今後も、商店街の活性化に向けて積極的に施策を講じてまいりたい。

【参考】

地域商業再生事業

25年度概算要求額:41.9億円(うち重点要求11.9億円)

24年度予算額15.0億円

地域住民が商店街に求める機能等を調査し、それに基づいて、子育て支援や高齢者の医療補完、地域教育の実施など、地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設や事業を行う場合に、必要な経費の3分の2を補助することで、支援を実施する。

また、商店街が、地域のコミュニティ機能を継続的・自律的に果たしていけるよう、外部環境の変化に適合した形で店舗を集約化するなど、構造改革を進める取組等を新たに支援対象とする。

10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築 「組合制度について」

指摘事項

- ①組合法の制度の充実を検討すべきではないか。
- ②組合等の連携組織における地域の取引ネットワーク組織を強化して、協同組合の強化を図るように中小企業関連法の改正をお願いしたい。
- ③中小企業等協同組合法24条の組合設立に係る発起人条件を緩和するなど、組合法の制度が活用しやすくなるように改善をお願いしたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 組合設立に係る発起人条件の緩和など中小企業等共同組合法の改正等については、現在、全国中小企業団体中央会が中小企業組合基本問題研究会を設置し、継続的に検討を行っているが、中小企業庁もその必要性や状況についてしっかり把握していく。

10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築 「税制改正要望について」

指摘事項

- ①中小軽減税率の更なる引下げと併せて、引当金の損金算入を可能とするように検討をお願いしたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

【法人税の軽減税率の更なる引下げについて】

- 経済産業省としては、中小企業者等の法人税の軽減税率の更なる引下げとして、平成25年度税制改正要望において、現行の15%から11%まで引き下げる要望をしている。

【引当金の損金算入について】

- 賞与引当金の損金算入については、法人税率や中小企業者等の軽減税率の引下げと併せて、平成10年度税制改正において廃止されたものと承知している。
- また、退職給与引当金の損金算入についても、連結納税制度の創設に伴い、課税ベースの見直しの観点から、平成14年度税制改正において廃止されたものと承知している。
- いずれにせよ、中小企業に関する税制については不断に見直していくこととしており、部会でのご意見は今後の検討に活かしていく。

10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築 「制度の執行・運用について」

指摘事項

①制度の運用面に問題がある。制度の円滑な実施のためには、運用の実態や問題点について把握すべきではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

○制度の運用にあたり、その実態や問題点の把握を行い、改善していくことは重要。

○例えば、「中小企業応援センター事業」(平成22年度実施)では、中小企業の経営力向上につなげることを目的として、支援機関が中小企業に専門家を派遣していたところ、制度を運用する過程で、支援機関の人材の能力の更なる向上が必要であるということがヒアリング等により明らかになったため、「中小企業支援ネットワーク強化事業」(平成23、24年度実施)では、専門家を中小企業に派遣する際、支援機関の人材も同行することを義務化することとした。これにより、支援機関の人材が専門家の支援ノウハウを学び、支援能力の向上につながったと考えている。

○また、“ちいさな企業”未来会議では、中小・小規模企業関係者の方々から、既存の支援策について、

- ・事業の期間や規模が実態に即しておらず活用しづらい
- ・申請手続きが、小規模企業にとって煩雑で活用しづらい

といったご意見を頂いたことを受けて現在、補助金の小口化、交付期間の長期化、概算払いの活用、申請手続きの簡素化といった取り組みを進めている。(参考参照)

○今後も現場の「生の声」を幅広く真摯に伺い、制度の運用実態を把握し、問題点の改善に取り組む。

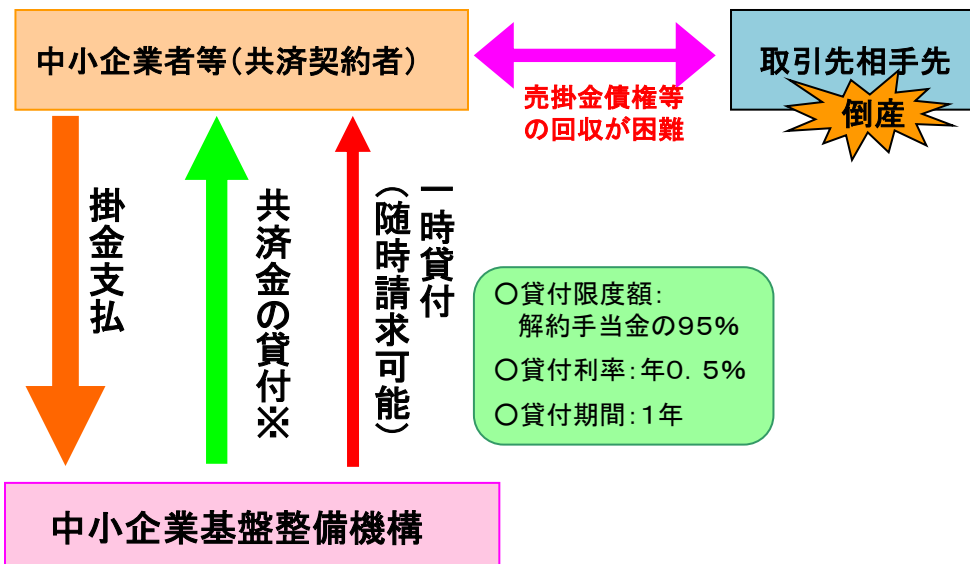
10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築「共済制度について」

指摘事項

- ①取引先の影響を受けて連鎖倒産することを防ぐため、売掛債権をカバーする共済制度をニーズに併せて拡大することを検討すべきではないか。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ・取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者自らが倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業者の拠出による共済制度を確立することによって中小企業の経営の安定に寄与することを目的とした中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律第84号)を昭和53年4月1日より施行。
- ・直近の制度改正は、平成22年度に実施。掛金月額の上限度額の引き上げ(8万円→20万円)とともに、共済金の貸付限度額の引き上げ(3,200円→8,000円)、私的整理の一部を共済事由に追加するなどを実施。
- ・なお、本制度については、法第23条に基づき、少なくとも5年ごとに、掛金額や共済金の貸付額など制度に関する基本的事項を、事業の収支状況や利用状況などを基礎に、制度に対するニーズに合わせて見直しを検討。



<中小企業倒産防止共済制度の概要と平成22年度改正概要>

- 掛金月額 上限8万円 → 20万円(平成23年10月1日施行)
- 掛金限度額 320万円 → 800万円(平成23年10月1日施行)
- 貸付限度額 3,200万円 → 8,000万円(平成23年10月1日施行)
※貸付額は、「回収困難となった売掛債権の額」と、「納付した掛金総額の10倍」のいずれか少ない額の範囲内
- 貸付条件
無担保、無保証人、無利子(ただし、貸付額の1/10の掛金控除有り)、返済可能性等の金融審査なし
- 貸付期間 5年 → 5年~7年(貸付額に応じ設定)(平成23年10月1日施行)
- 共済事由 取引先の倒産
 - ①破産手続、再生手続、更正手続開始、特別清算開始の申し立て(法的倒産)
 - ②手形取引に係る銀行取引停止処分
 - ③弁護士、司法書士が介入する私的整理(平成22年7月1日施行)
 - ④災害による不渡り等(東日本大震災により講じた措置)
- 早期償還手当金制度(新設)
貸付けを受けた共済金を繰上償還した場合に支給する手当金

10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築「技能検定について」

指摘事項

- ①技能検定について、小規模・中小企業にとっても受検しやすいように、技能検定を受けるための練習場所等について支援していただきたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 技能検定試験について、小規模・中小企業の従業員等が受検しやすい環境の整備を進めるため、本年9月に、厚生労働省から、職業能力開発施設等を所管する都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して、技能検定試験の受検対策のために事業主等が施設を活用する場合などにおいて、可能な限り協力していただきたい旨の協力依頼を行ったところ。

10. その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築「社会保険について」

指摘事項

- ①中小企業の経営者の魅力を伝える必要がある。小規模企業だと、社会保険に入っていないところもあるが、それは負担が大きいため。そのような状況の中で、しっかりとした支援策をお願いしたい。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 本年8月に成立した年金機能強化法では、パート労働者への社会保険適用拡大に係る規定については平成28年10月1日から施行されるが、当分の間、対象は従業員501人以上の企業に限定されており、中小企業に配慮した内容となっている。
- 同法においては、パート労働者に対する社会保険の適用拡大について、平成31年9月末までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされており、今後も中小企業の配慮が確保されるように引き続き注視していく。

(参考)知識サポート・経営改革プラットフォーム事業について

知識サポート・経営改革プラットフォーム事業の概要

○国が主導し、100万以上の中小・小規模企業と、1万以上の専門家、先輩経営者等が参加する、実践的で生きた「知識」を円滑に共有できる新たな仕組みを構築する。

○具体的には以下の3点で構成。

① ITプラットフォーム：

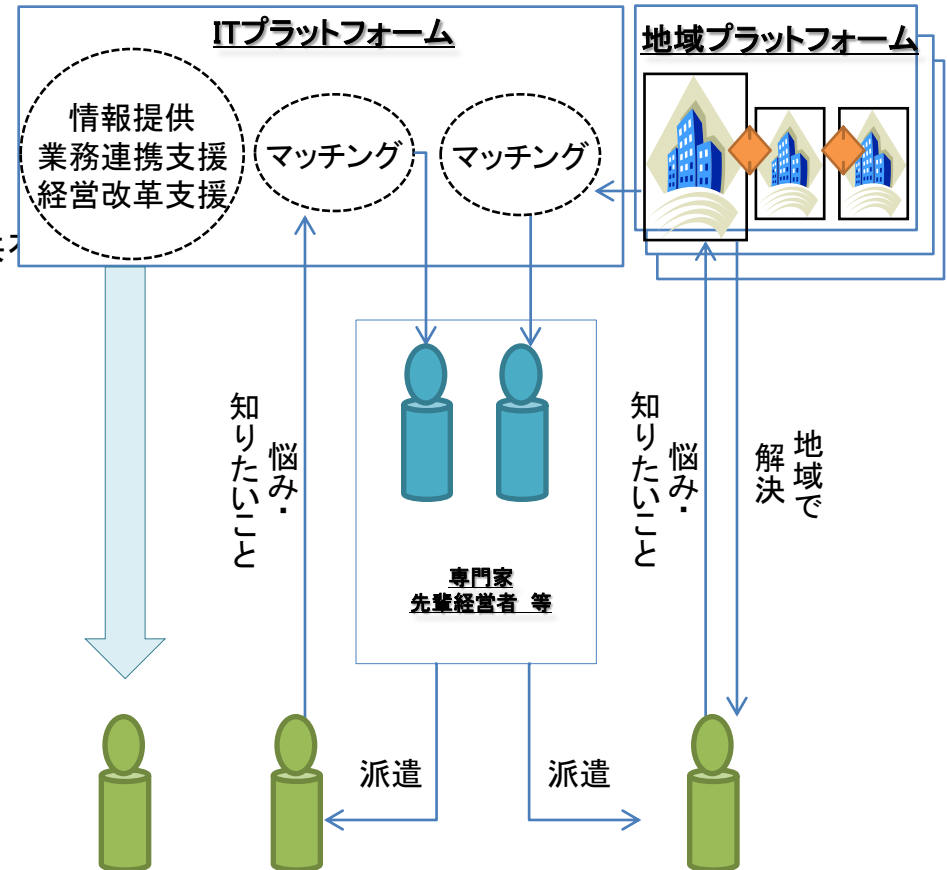
全国の事業者と支援機関が、ITクラウド上で知識・ノウハウの共有とビジネスマッチングを実現するためのサービスを提供。

② 地域プラットフォーム：

各地域における膝詰めでの相談やビジネス創造の場を提供。

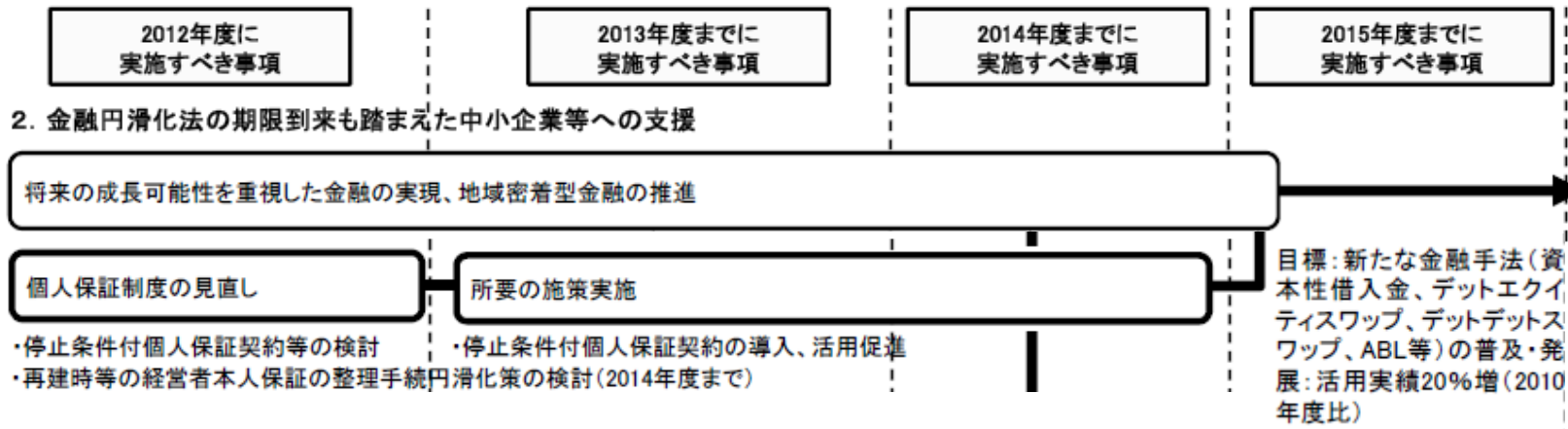
③ 専門家派遣：

高度な経営課題・相談に対応するため、専門家派遣を実施。



(参考)個人保証に関する検討について

(日本再生戦略工程表)



(参考)海外展開の更なる支援について

「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(H23/12/16決定、H24/6/22フォローアップ)

※アジア拠点化・対日投資促進会議(副議長：経済産業大臣政務官)

<2020年までに達成すべき目標>

- ①高付加価値拠点の増加 (年間30件の誘致) ②雇用者数の倍増 (75万人→200万人) ③対日投資残高の倍増 (17.5兆円→35兆円)

<施策の5つの柱>

- ①投資を促進するため収益性を向上
- ②投資を呼び込むため特区制度等を活用
- ③投資環境の整備と投資サポート体制を構築
- ④投資先での生活環境をより暮らしやすく
- ⑤投資を歓迎する情報発信の充実

※個別の施策については、別紙の「参考」を参照。

「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の概要

<平成23年12月16日 アジア拠点化・対日投資促進会議決定>

<平成24年 6月22日 アジア拠点化・対日投資促進会議フォローアップ>

◆ プログラムに掲げる2020年までに達成すべき3つの目標

1. 高付加価値拠点の増加(年間30件の誘致)
2. 外資系企業による雇用者数倍増(75万人→200万人)
3. 対日直接投資残高倍増(17.5兆円 → 35兆円)

◆ 5つの柱と主な具体的施策

1. 投資を促進するため収益性を向上

補助金や税制などのインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高め、世界水準の投資環境を整備する。

- ・アジア拠点化立地補助金による高付加価値拠点の誘致
- ・法人実効税率の5%引き下げによる企業の税負担の軽減 等

2. 投資を呼び込むため特区制度等を活用

自治体と連携し、総合特区制度・復興特区制度等を活用することにより、国内外からの投資を呼び込む。

- ・外国企業の集積の促進に資する国際戦略総合特区の推進
- ・復興特区制度による国内外からの投資の呼び込み 等

3. 投資環境の整備と投資サポート体制を構築

ヒト・モノ・カネの流れを増加するために、社会資本の整備や規制等の見直しを行うとともに、行政手続の透明性向上、行政の英語化を進める。

- ・高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置(永住許可の要件の緩和等)を講ずる制度の導入
- ・ビジネスジェット専用ターミナルの設置等、ビジネスジェットの受入環境の整備の推進
- ・ジェットロと関係府省庁の連携による行政手続に係るワンストップサービスの強化
- ・医療機器の審査手続の明確化・透明化等を図ることによる審査の迅速化
- ・行政の英語化の推進 等

4. 投資先での生活環境をより暮らしやすく

外国人向けの教育・医療等、生活環境の整備を進める。

- ・医療通訳の育成等、外国人が医療機関を受診しやすい環境の整備
- ・インターナショナルスクールの各種学校設置認可の促進 等

5. 投資を歓迎する情報発信の充実

政府による我が国の立地環境の魅力のPR、風評被害の払拭に向けた情報発信を行い、「開かれた復興」を目指す。

- ・海外で開催される展示会や国際会議等を通じ、震災後の我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信や本プログラムのPRの実施。
- ・復興特区制度等のPRや復興事業についての情報発信、被災地への外資系企業招聘等を通じた被災地への投資の促進。
- ・英語による情報提供の推進 等

(参考)制度の執行・運用について

補助金の運用の見直しについて

【今年度を実施したこと】

(1)戦略的基盤技術高度化支援事業

- ・申請手続の抜本的な簡素化

- ①公募要領のページ数削減:24年度は21年度比4割以上を削減。

- ②様式種類削減:22年度(11様式)→24年度(9様式)

- ・概算払いの活用:小規模企業者からの概算払いニーズの有無等の調査を経済産業局や事業管理機関に行い、必要に応じ概算払いを実施。

【これから実現を検討していること】

(1)戦略的基盤技術高度化支援事業

- ・申請書類、添付書類の一層の簡素化。

- ・委託費を小口化し、小規模企業に配慮した金額規模の小規模企業枠を設定。

(2)グローバル技術連携支援事業

- ・申請書類、添付書類(定款又は寄附行為など)の見直し等。

- ・小規模企業者からの概算払いのニーズや意見の収集。

(3)新事業活動促進支援事業

- ・試験販売用のパンフレットに参考価格を記載できるようルールを明確化。

- ・小規模企業枠の創設、申請書類の簡素化。

(4)JAPANブランド育成支援事業

- ・試験販売用のパンフレットに参考価格を記載できるようルールを明確化。

- ・支援対象期間の延長(3年から5年)、補助金の小口化、申請書類の簡素化。

(参考)未来会議サポーターからの指摘事項について

経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

指摘事項

- ・経営者が診断士を評価する制度を作るべき。(診断士が)役に立たなかったときはその旨意見が明示され、その他の経営者もその評価を見られるようにすべき。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 知識サポート・経営改革プラットフォームにおいては、中小企業診断士に限らず、中小・小規模企業が、より評価と能力の高い経営支援機関を容易に認識・識別でき、その機関に支援を求めることができるよう、経営支援機関の能力や成果を評価し、発信する仕組みを導入することとしている。

人材

指摘事項

- ・単に職業紹介ではなく特に就職の前に現実的な実務研修訓練等の意識と行動を身につけて就職、社会に臨む環境整備があればよいと思います。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 御指摘のとおり、中小・小規模企業の人材確保においては、単に学生側への職業紹介のみならず、中小・小規模企業での職場実習等や、地域単位で取り込まれる新人研修等による定着支援も重要であり、こうした取組をさらに促進すべく、検討を深めていく。

販路開拓・取引関係((1)海外展開の更なる支援)

指摘事項

- ・海外展開の経験度合いに応じた対応策が必要(初めて、商社等経由、自社独自のルートなど)。また、海外進出であれば、親会社依存、自社商品の販路開拓、基盤技術提案型など。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- ご指摘のとおり、企業の経験度合いに応じたきめ細かい支援が必要。このため、平成25年度概算要求においては、海外展開をこれまで行っていない企業を対象に、企業発掘から実現可能性調査等の実施、海外事業展開までの一貫した支援事業を新たに要求している。
- 一方で、海外の販路開拓支援については、各企業の状況に応じて、多様なメニューで支援するという観点から、日本貿易振興機構(JETRO)及び中小企業基盤整備機構が、国内外展示会への出展支援、専門家による個別相談、海外バイヤーとの商談機会の提供など様々な支援を行っている。
- また、JAPANブランド育成支援事業では、複数の中小企業が連携し、世界に通用するブランドの確立に向けた戦略の策定及び商品の開発や海外展示会への出展等の取組に対する支援を実施。こうした多様なメニューによる支援により、中小企業の海外展開を最大限支援していく。

販路開拓・取引関係((2)下請取引の適正化)、((3)下請企業等の振興への対応)

指摘事項

- ・「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを検討してください。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施することも要望します。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 現在、全国48カ所に設置している下請かけこみ寺では、匿名での相談も受け付けるとともに、相談者の個人情報及び相談内容については、秘密厳守を徹底している。
- また、下請かけこみ寺において本年9月からウェブ申請を開始するとともに、11月末からは中小企業庁のHPにおいて匿名で情報提供ができる「中小企業取引ホットライン(仮称)」を開設することを予定しております。
- さらに、親事業者による下請事業者に対する下請法違反行為を防止するため、書面調査や立入検査を行うとともに、下請法等の普及啓発のため全国各地で講習会等を開催している。
- 今後も、ご指摘の点も踏まえながら下請取引の適正化を図っていく。

女性が働きやすい環境整備

指摘事項

- ・女性が働きやすい環境整備に取り組む企業支援は表彰だけでなく、就業環境改善支援を盛り込んでください。

<検討状況及び今後の検討の方向性>

- 就業規則の見直し等の取り組みを行う中小・小規模企業に対して、知識サポート・経営改革プラットフォーム事業では、社会保険労務士等の専門家派遣や、先輩経営者からの「知識」サポートを行うこととしており、こうした取組を通じて、中小・小規模企業の就業環境改善の支援も実施していく。